



軽自動車税のお知らせ

■納期限は5月31日

平成27年度から軽自動車税の納期限は5月31日（土曜・日曜日の場合は翌日または翌々日）、通知書発送予定日は5月11日となります。※平成26年度までの納期限は4月30日

☆身体障がい者などの軽自動車税の減免の申請期間は、通知書発送日から納期限の1週間前までです。（平成27年度は5月11日（月）～25日（月））

■平成27年度の税率

●原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

平成27年度（平成27年4月1日課税）から予定していた原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車の税率の引き上げを1年延期しました。今年度の税率は昨年度と変わりません。

●軽自動車（四輪以上および三輪）

平成27年3月31日までに登録された（最初の新規検査を受けた）四輪車等には現行の税率（①）を適用します。平成27年4月1日以降に登録された（最初の新規検査を受けた）四輪車等には改正後の税率（②）を適用します。

車 種				平成27年度税率（年額）	
				①3月31日までに登録	②4月1日以降に登録
軽自動車	三輪（総排気量660cc以下）			3,100円	3,900円
	四輪以上 （総排気量 660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	
自家用		4,000円	5,000円		

問い合わせ…税務課 ☎587-6040、FAX587-2439

毎年4月2日は国連の定めた『世界自閉症啓発デー』 毎年4月2日～8日は『発達障害啓発週間』

平成19年の国連総会で、毎年4月2日を『世界自閉症啓発デー』とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが世界各地で行われています。

日本でも、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発するため、4月2日～8日を『発達障害啓発週間』として、全国各地でさまざまな活動が行われます。

発達障がいについて知ること、理解することは、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるといわれています。

発達に関する相談は…

野州市発達支援センターでは、子どもから成人に対して、発達に関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

○発達支援センター ☎587-0033、FAX587-2004
（小篠原1965-4、月曜～金曜日 8：30～17：15）

■自閉症をはじめとする発達障がいとは…

平成17年施行の発達障害者支援法では、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

この法は、発達障がいのある人が生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージにあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障がい幅広く社会全体に理解されることをめざしています。

（現在、上記の障がいの名称は、より分かりやすい、理解が得られやすい、認知度を高めやすい等に配慮されたものになってきています。例えば、「自閉症スペクトラム症」など）

発達障がいは、早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすために必要な支援や環境の調整が行われることが何より大切です。

65歳以上の皆さんへ

平成27年度から介護保険料が変わります

★保険料の改定にあわせて、保険料の所得段階を現在の10段階から12段階に細分化します。

介護保険料は、介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直すことになっています。

今回、介護保険料の算出基礎となる平成27年度から平成29年度における第6期介護保険事業計画内に必要となる介護サービス等の費用を算出したところ、65歳以上の高齢者人口の増加により、介護サービスの利用増加が見込まれることから、今回の保険料の改定が必要となりました。

なお、平成24年度から平成26年度における第5期介

護保険事業計画内に積み立てた介護保険給付費準備基金は、その積立金を取り崩し、今回の介護保険料の上昇を抑えるために役立てています。

※平成27年度介護保険料は、平成26年1月～12月の合計所得金額や住民税の課税状況等に応じて6月に決定し、6月中旬までに通知します。

※国の制度により、第1段階の対象者に対する保険料軽減措置（平成27年2月末時点で未確定）が設けられる予定です。詳細については、改めてお知らせします。

平成27年度～29年度			
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	33,120円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75	49,680円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	基準額 ×0.75	49,680円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額 ×0.9	59,616円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階以外の人	基準額	66,240円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	79,488円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	86,112円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	99,360円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.7	112,608円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.8	119,232円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×1.9	125,856円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.0	132,480円



平成24年度～26年度			
所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	29,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額 ×0.5	29,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	基準額 ×0.75	44,550円
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯員に住民税課税されている人	基準額	59,400円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.13	67,122円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.25	74,250円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.5	89,100円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.75	103,950円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×1.88	111,672円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.0	118,800円

※合計所得金額とは、収入額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

問い合わせ…高齢福祉課 ☎587-6074、FAX586-2176

新しい幼稚園・保育所の 保育料(利用者負担)をお知らせします

4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、幼稚園・保育所の保育料(利用者負担)の算定方法が変更されました。新しい料金表は次のとおりです。

<主な変更点>

- 幼稚園・保育所の保育料(利用者負担)は、いずれも市町村民税所得割額に応じて決定します。
- 4月に前年度の税額で金額を決定した後、9月に当該年度の税額をもとに再算定します。
- 保育所の保育料(利用者負担)には、保育必要量に応じた保育標準時間と保育短時間の区分を設けました。
なお、多子減免・ひとり親家庭等の減免制度は継続します。幼稚園の預かり保育料と通園バス代は変更がありません。

問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176

【幼稚園】

階層区分	利用者負担(市内公立)	利用者負担(市内公立以外)
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0円 (0円)	3,000円 (0円)
③-1 市町村民税所得割課税額 10,000円以下	5,200円 (4,200円)	16,100円 (15,100円)
③-2 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	6,300円 (5,300円)	
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	6,300円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	6,300円	25,700円

※()内はひとり親家庭等の負担軽減後の利用者負担

※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円

【保育所標準時間認定】

階層区分	3歳未満	3歳	4歳以上
A 生活保護世帯	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯	2,200円 (0円)	1,500円 (0円)	1,500円 (0円)
C1 所得割非課税世帯	9,700円 (5,500円)	8,200円 (4,600円)	8,200円 (4,600円)
C2 所得割課税額 48,600円未満	13,600円 (9,200円)	11,500円 (7,700円)	11,500円 (7,700円)
D1 所得割課税額 77,100円未満	18,000円	16,200円	16,200円
D2 所得割課税額 97,000円未満	24,000円	20,200円	20,200円
D3 所得割課税額 140,000円未満	33,300円	26,900円	22,600円
D4 所得割課税額 169,000円未満	40,000円	32,600円	27,400円
D5 所得割課税額 260,000円未満	48,800円	34,600円	29,200円
D6 所得割課税額 301,000円未満	54,900円	35,300円	29,700円
D7 所得割課税額 397,000円未満	66,400円	36,500円	30,700円
D8 所得割課税額 397,000円以上	70,700円	37,900円	31,800円

※()内はひとり親家庭等の負担軽減後の利用者負担

※小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円

※短時間は標準時間の△1.7% (B階層は同金額)

【保育所短時間認定】

階層区分	3歳未満	3歳	4歳以上
A 生活保護世帯	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯	2,200円 (0円)	1,500円 (0円)	1,500円 (0円)
C1 所得割非課税世帯	9,500円 (5,400円)	8,000円 (4,500円)	8,000円 (4,500円)
C2 所得割課税額 48,600円未満	13,300円 (9,000円)	11,300円 (7,600円)	11,300円 (7,600円)
D1 所得割課税額 77,100円未満	17,600円	15,900円	15,900円
D2 所得割課税額 97,000円未満	23,500円	19,800円	19,800円
D3 所得割課税額 140,000円未満	32,700円	26,400円	22,200円
D4 所得割課税額 169,000円未満	39,300円	32,000円	26,900円
D5 所得割課税額 260,000円未満	47,900円	34,000円	28,700円
D6 所得割課税額 301,000円未満	53,900円	34,600円	29,100円
D7 所得割課税額 397,000円未満	65,200円	35,800円	30,100円
D8 所得割課税額 397,000円以上	69,400円	37,200円	31,200円

平成27年度 狂犬病予防集合注射日程

★の医師は注射した当日に具合が悪くなったときの待機獣医師

日時	※雨天決行	会場	担当獣医師・連絡先
4月15日(木)	9:50~10:50	吉川自治会館	奥村まさみ (クラーク動物病院 ☎562-0119) 坂口裕隆 (坂口どうぶつ病院 ☎587-6160) ★山崎敦子 (山崎動物病院 ☎587-1441)
	11:10~11:30	菖蒲自治会館	
	13:10~14:10	コミセンきたの	
	14:30~15:30	コミセンぎおう	
4月16日(木)	9:20~10:10	コミセンみかみ	米田弘師 (ヨネダ動物病院 ☎587-6700) 由里和世 (NISHIDAペットクリニック ☎585-6776) ★坂口裕隆 (坂口どうぶつ病院 ☎587-6160)
	10:30~11:30	近江富士会館	
	13:30~14:10	小南自治会館	
	14:30~15:00	野洲市役所	
4月17日(金)	9:50~10:30	行畑自治会館	西山英治 (みずほ動物病院 ☎585-5191) 吉川昌宏 (やぐらどうぶつクリニック ☎532-9968) ★米田弘師 (ヨネダ動物病院 ☎587-6700)
	10:50~11:20	富士美台自治会館 (十ノ坪公園)	
	13:30~14:10	富波甲自治会館	
	14:30~15:10	市三宅自治会館	
4月20日(月)	9:20~10:00	コミセンしのはら	今村香 (いまむら動物病院 ☎565-5779) 石田龍一 (いしだ動物病院 ☎552-6866) ★北田繁樹 (モリヤマ動物病院 ☎583-8003)
	10:30~11:20	野洲川河川公園 (管理事務所)	
	13:30~14:20	コミセンひょうず	
	14:40~15:30	比江自治会館	
4月22日(水)	9:50~10:40	野洲地域総合センター	古池敏英 (フルール動物病院 ☎581-3210) 竹谷元喜 (アーク動物病院 ☎561-6561) ★坂口裕隆 (坂口どうぶつ病院 ☎587-6160)
	11:00~11:30	野洲市役所	
	13:30~14:40	コミセンなかさと	
	15:00~15:30	比留田自治会館	
4月23日(木)	10:00~10:30	大篠原自治会館	吉川昌宏 (やぐらどうぶつクリニック ☎532-9968) 西山英治 (みずほ動物病院 ☎585-5191) ★米田弘師 (ヨネダ動物病院 ☎587-6700)
	10:50~11:30	野洲自治会館	
	13:20~14:00	野田自治会館	
	14:20~15:00	木部自治会館	
5月11日(月)	9:30~10:10	コミセンひょうず	山崎敦子 (山崎動物病院 ☎587-1441) 坂口裕隆 (坂口どうぶつ病院 ☎587-6160) ★古池敏英 (フルール動物病院 ☎581-3210)
	10:50~11:20	近江富士会館	
	13:20~13:50	コミセンしのはら	
	14:10~15:10	野洲市総合体育館	
5月13日(水)	9:20~9:50	コミセンみかみ	小松繁司 (小松動物病院 ☎583-4050) 古池敏英 (フルール動物病院 ☎581-3210) ★北田繁樹 (モリヤマ動物病院 ☎583-8003)
	10:20~10:50	コミセンぎおう	
	11:10~11:40	野洲地域総合センター	
	13:10~13:50	コミセンきたの	
	14:20~15:30	コミセンなかさと	

く4月15日(木)から巡回く

犬の登録と狂犬病予防注射を行います

生後91日以上以上の犬の飼い主には「生涯1回の登録」と「年1回の狂犬病の予防注射を受けさせること」が法律で義務付けられています。
あなたと愛犬の暮らしを守るため、必ず登録を行い、予防注射を受けさせましょう。

【問い合わせ】
環境課
☎ 587-6003
FAX 587-3834

■犬の登録

○未登録の場合は、飼い主の住所・氏名、犬の種類・名前・生年月日等を登録して、鑑札の交付を受けてください。
☆登録手数料：3000円/1頭

■狂犬病予防注射

○登録済の犬については、受付票(後日郵送のがき)と愛犬カードを持参してください。
○犬の体調を十分確認し、問診票(「犬の登録証」封筒に同封)を事前に記入の上、予防注射の当日に持参してください。健康に不安のある犬については、事前に動物病院で相談されることをおすすめします。

☆注射手数料：3400円/1頭
※平成27年度から、注射手数料が3200円から3400円に改定されました。

■注意事項

- 雨天時でも実施します。
- 近くの動物病院でも随時「登録受付」「予防注射」を行っています。
- 事故防止のため、注射会場には小さな子どもの同行は避け、犬を扱える飼い主が連れてきてください。
- 駐車場に限りがありますので、車の来場はご遠慮ください。
- 交通事情により開始時間が前後することがあります。
- 必ず指定時間内に来てください。時間を過ぎれば次の注射会場に移動しますので、ご注意ください。

休日の窓口で 転入、転出、転居 などの手続きができます

4月5日(日)午前9時～正午

転入、転出などの届け出が集中するこの時期に合わせて市役所本館1階の市民課の窓口を開いて、住民異動等の手続きを受け付けます。

《取扱業務》

■市民課

▽住民異動（転入、転出、転居等）の受付

※住基カードによる特例転入はできません

▽住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本等の証明書の発行

▽印鑑登録

▽旧町印鑑登録証の市民カードへの交換

▽市民カードの暗証番号登録・変更

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX 586-3677

市民サービスセンター「証明書 自動交付機」の停止のお知らせ

4月11日(土)・12日(日)は北部合同庁舎を閉館しますので、市民サービスセンター（北部合同庁舎玄関設置）の「証明書自動交付機」は利用できません。

この間は、市役所本館玄関設置の証明書自動交付機をご利用ください。

問い合わせ…市民サービスセンター

☎589-6430、FAX 589-6438

野洲市文化ホール3館 休館のお知らせ

野洲文化ホール・野洲文化小劇場・さぎなみホールでは、祝日に開館していますが、大型連休の時期は利用が大変少なく、経費節減と効率化のため次のとおり休館します。

休館日

4月27日(月)・29日(祝)、5月3日(祝)～6日(振休)

※通常休館日（4/27）に加えて、国民の祝日等を臨時的休館日とします。

問い合わせ…野洲文化ホール ☎587-1950

児童扶養手当についてのお知らせ

手当の支払い

平成27年4月期の児童扶養手当（平成26年12月～平成27年3月分）の支払いは4月10日(金)の予定です。

※現在受給している人が婚姻（事実婚を含む）等をされた場合や、受給者本人や扶養義務者が年度の途中で所得の修正申告をした場合は届出が必要です。

手当額の改定

平成27年4月分から、下表の手当額に改定されますのでお知らせします。

対象児童が1人の場合の手当月額		
区 分	平成27年3月分まで (従来額)	平成27年4月分から
全部支給	41,020円	42,000円
一部支給	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円

※児童が2人の場合は、上記金額に5,000円加算、3人目以降はさらに1人につき3,000円ずつ加算されます。（加算額に変更はありません）

※4月10日支払い予定の手当については、平成26年12月～平成27年3月分ですので従来額での支給となります。

問い合わせ…子育て家庭支援課

☎587-6884、FAX 586-2176

各障がい者手当の額が 改定されます

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の額について、平成27年度の手当額は2.4%の引き上げとなります。これは平成26年全国消費者物価指数の実績値と特例水準の段階的な解消によるものです。

■手当額（月額）	平成26年度	平成27年度
特別児童扶養手当1級	49,900円	→ 51,100円
〃 2級	33,230円	→ 34,030円
特別障害者手当	26,000円	→ 26,620円
障害児福祉手当	14,140円	→ 14,480円
経過的福祉手当	14,140円	→ 14,480円

問い合わせ…障がい者自立支援課

☎587-6087、FAX 586-2177

土地・家屋価格等縦覧帳簿の 情報を公開します

納税者に固定資産税の制度を理解していただくことを目的に、縦覧制度による情報開示を実施します。

●固定資産税の縦覧制度

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格を記載）、家屋価格縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）により、野洲市における土地または家屋の納税者が、市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます（土地のみの納税者は土地のみ、家屋のみの納税者は家屋のみの縦覧）。

縦覧できる人…納税者または代理人

縦覧期間…4月1日(水)～6月1日(月)

【縦覧に必要なもの】

▼納税者＝①本人確認ができるもの（運転免許証等）、
②課税明細書または納税通知書（本人が納税者であることを確認できるもの）

▼代理人＝前記①および土地または家屋の納税者からの委任状

※借地人、借家人は固定資産税の納税者ではありませんので、縦覧できません。

縦覧場所・問い合わせ…税務課

☎587-6040、FAX587-2439

新しい妊婦健診受診券を 交付します

積極的に定期的な「妊婦健診」を受けてもらうため健診の費用助成を拡大します。これに伴い新しい「妊婦健康診査基本受診券」を交付します。

■対象…3月31日までに母子健康手帳および別冊の交付を受けている、現在妊娠中の人

■内容…現在お持ちの「妊婦健康診査基本受診券」が4月1日以降は使用できなくなりますので、新しい受診券への交換が必要です。詳しくは、3月末に対象者へ送付している案内はがきをご覧ください、不明な点があれば健康推進課へお問い合わせください。

※妊娠中の人で新たに転入した等の理由により、案内はがきが届いていない場合は同課までご連絡ください。

■交換・問い合わせ…4月30日(木)までの月曜～金曜日（祝日除く）および4月5日(日)午前9時～午後5時に母子健康手帳、母子健康手帳別冊の「妊婦健康診査基本受診券」を持参の上、同課（辻町433-1野洲市健康福祉センター内）☎588-1788、FAX586-3668

応援します！団体設立と市民活動

平成27年度

市民活動促進補助金のお知らせ

市民活動を始めるにあたって、資金を必要とする団体や設立初期の活動費を必要とする団体に「市民活動促進補助金」を交付します。

対象…次の7つの要件をすべて満たすNPO活動団体

① 6か月以内に活動を始めようとする団体、または設立3年以内のNPO活動団体

② 構成員が概ね10人以上で、半数以上が市民である団体

③ 団体の事務所、主たる活動場所が市内にある団体

④ 規約等を定め、責任者が明確である団体

⑤ 公共の利益の増進に寄与する目的で活動する団体

⑥ 宗教的または政治的活動を目的としない団体

⑦ 代表者・役員が市町村民税を滞納していない団体を

⑦ 構成員に暴力団員や暴力的な行為を行う恐れがある組織の構成員がない団体

補助金の額…5万円以内（補助対象経費を限度）

審査・選定…書類審査および必要に応じて聴き取りを行い、別に定める審査基準に照らして審査します。

応募・問い合わせ…6月30日(火)までに市民活動支援センター ☎518-0556、FAX518-0557

※応募が定数に満たない場合は、7月以降も継続して受け付けます。詳細は市ホームページ「市民活動」のページをご覧ください。

大津地方法務局からのお知らせ

大津地方法務局では、旧草津出張所の建物1階および守山市役所本館1階に「法務局証明サービスセンター」を開設して、登記事項証明書などの発行業務と併せて登記相談業務（要予約）を行っていますが、5月1日（金）から登記相談業務の実施日を次のとおり変更します。

なお、登記事項証明書などの発行業務は変更ありません（平日の午前9時～午後4時30分※正午～午後1時を除く）。

【登記相談業務（予約制）】

■利用時間

○草津法務局証明サービスセンター（草津市草津2-15-36）

毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

○守山法務局証明サービスセンター（守山市吉身2-5-22）

毎週火曜・木曜日の午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

■内容

土地や建物に関する相続、贈与などの一般的な登記の相談（秘密厳守、無料）

■相談予約方法

相談希望日の前日の午後3時までに「大津地方法務局サービスセンター登記相談予約係（☎522-4671）」に電話予約

■相談担当者

法務局職員

問い合わせ…同法務局総務課

☎522-4671、FAX528-2204

国民年金についてのお知らせ

■平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円

日本年金機構から送付の「国民年金保険料納付案内書」により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口で納付してください。このほか、インターネットによる電子納付、口座振替やクレジットカードによる納付をご利用ください。

■学生納付特例申請

平成26年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている人で、平成27年度も引き続き在学予定の人へ、4月初めに学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、これに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合、在学証明書または学生証は不要です。なお、初めて学生納付特例を申請する人は、在学証明書等が必要です。

また、平成27年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますのでお近くの年金事務所にご連絡ください。

問い合わせ…草津年金事務所 ☎567-2220

市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

◎日本年金機構からのお知らせ

年金相談は「街角の年金相談センター草津」をお気軽にご利用ください！

受付日時…月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日除く）

会場…近鉄百貨店草津店5階（草津市洪川1-1-50）

※街角の年金相談センター草津は「対面による年金相談」「老齢・遺族・障害年金の請求書受付」を行っています。日本年金機構の委託を受けて全国社会保険労務士会連合会が運営しています。

問い合わせ…街角の年金相談センター草津

☎564-4311

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

平成27年4月1日から

後期高齢者医療保険料（均等割額）の軽減範囲が拡大されます

■均等割額が5割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等

が、次の計算式を超えない人

▲改正前▼「基礎控除額（33万円）」＋「24・5万円

×世帯の被保険者数」

▲平成27年度から▼「基礎控除額（33万円）」＋

「26万円」×世帯の被保険者数」

■均等割額が2割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等

が、次の計算式を超えない人

▲改正前▼「基礎控除額（33万円）」＋「45万円

×世帯の被保険者数」

▲平成27年度から▼「基礎控除額（33万円）」＋

「47万円」×世帯の被保険者数」

※平成27年度の保険料から適用されます。

※均等割額9割軽減、8.5割軽減に該当する人は

変更ありません。

※保険料の額は、6月中旬に算出・決定し、7

月に郵便でお知らせします。

問い合わせ

市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎522-3013、

ホームページ <http://www.shgakouki.jp/>

県立障害者福祉センター 平成27年度スポーツ教室・文化教室募集

【スポーツ教室】

教室名	対象者	定員	時間	曜日	開始日	回数
親子水泳	知的障がいのある小学生とその親	15組	16:30～17:30	毎週土	5/23～	8
ヨガ	①身体障がい者・精神障がい者 ②障がいのない人	①13人 ②7人	10:30～11:30	火	5/26～	5

【文化教室】

教室名	対象者	定員	時間	曜日	開始日	回数
フラワーアレンジメント	障がいのある人	15人	10:00～11:30	第3土	5/16～	8
生け花	障がいのある人	10人	14:30～15:30	第4日	5/24～	6
茶道	障がいのある人(中学生以上)	10人	13:30～15:30	第2土	5/9～	8
書道	障がいのある人(中学生以上)	10人	10:00～12:00	第2水	5/20～	6

受講料…無料※スポーツ教室はスポーツ安全保険料、文化教室は教材費が別途要

申し込み・問い合わせ…4月2日(木)～26日(日)に所定の受講申込書、健康調査表に必要事項を記入の上、来所、ファクスまたは郵送で滋賀県立障害者福祉センター ☎564-7327、FAX564-7641、ホームページ<http://www.shiga-fukushi-center.com/>

※受講申込書、健康調査表はホームページにも掲載。文化教室は健康調査表の提出は不要。応募多数時抽選

野洲川土地改良区からのお願い

野洲川土地改良区が管理する農業用幹線水路等に、近年ソファなどの粗大ゴミや生活ゴミが捨てられ、水路が詰まり用水があふれる事態が発生しています。ゴミは必ず市のルールに従って処分してください。

また、農業用幹線水路等周辺で草刈りなどを行った場合、水路が詰まる原因となりますので刈草は水路等に捨てないでください。

これからかんがい期となり、農業用幹線水路等に流れる用水の量が大きく増加し、非常に危険ですのでご注意ください。

問い合わせ…野洲川土地改良区 ☎0748-62-1154、FAX0748-63-0674

水路に捨てられた粗大ゴミや生活ゴミ



平成27年度 野洲市春季体育大会

春季体育大会の各種目の出場チーム(個人)を次のとおり募集しています。

主催…野洲市、野洲市教育委員会、野洲市体育協会

申し込み・問い合わせ…野洲市体育協会事務局(野洲市社会教育関係団体事務室) ☎589-3381※受付/午前9時～午後4時(日曜日、祝日は休み)

競技種目	開催日	開催場所	申込期間(午後4時まで)
ペタンク	4月16日(木)	市民グラウンド	4月4日(土)まで
ソフトテニス	4月19日(日)	河川公園	4月11日(土)まで
テニスシングルス	5月3日(祝)	河川公園	4月24日(金)まで
軟式野球	5月10日(日)・17日(日)	河川公園ほか	4月26日(日)まで
ゲートボール	5月16日(土)	健康福祉センター	4月30日(木)まで
バドミントン(一般・高校生)	5月17日(日)	総合体育館	5月6日(木)まで
グラウンド・ゴルフ	5月21日(木)	河川公園	5月7日(木)～12日(火)
バレーボール(小学生)	5月23日(土)	総合体育館	4月11日(土)まで
サッカー(社会人)	5月24日(日)	ビッグレイク	5月14日(木)まで
弓道	6月6日(土)	守山市民体育館	5月27日(水)まで※当日可
バドミントン(中学生)	6月6日(土)	総合体育館	5月18日(月)まで
卓球	6月7日(日)	総合体育館	5月23日(土)正午まで
剣道	6月13日(土)	中主海洋センター	5月27日(水)まで
バスケットボール(中学生・一般)	6月13日(土)・14日(日)	総合体育館	6月6日(土)まで
ソフトボール	6月14日(日)	河川公園	6月5日(金)まで